



スペクチノマイシン(SPECTINOMYCIN)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米	豪	加	E	N	類	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米	豪	加	E	N	類	
牛の腎臓	5	現行	5									なます	0.3	海外								0.3	5-1
豚の腎臓	5	現行	5									上記以外の淡水魚	0.3	海外								0.3	5-1
羊の腎臓	5	現行	5																				
馬の腎臓	3	海外					1			5	5-1	サケ	0.3	海外								0.3	5-1
鹿の腎臓	3	海外					1			5	5-1	マス	0.3	海外								0.3	5-1
山羊の腎臓	3	海外					1			5	5-1	上記以外の鮭類	0.3	海外								0.3	5-1
兎の腎臓	3	海外					1			5	5-1	上記以外の淡水海水回遊魚	0.3	海外								0.3	5-1
トナカイの腎臓	3	海外					1			5	5-1											0.3	5-1
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	3	海外					1			5	5-1	海水魚	0.3	海外								0.3	5-1
牛のその他の内臓等												蛸類	0.3	海外								0.3	5-1
豚のその他の内臓等												ロブスター	0.3	海外								0.3	5-1
羊のその他の内臓等												ザリガニ	0.3	海外								0.3	5-1
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類	0.3	海外								0.3	5-1
鹿のその他の内臓等																							
山羊のその他の内臓等												牡蠣	0.3	海外								0.3	5-1
兎のその他の内臓等												アワビ	0.3	海外								0.3	5-1
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類	0.3	海外								0.3	5-1
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												上記以外の動物											
牛の乳	0.2	現行	0.2																				
羊の乳	0.2	現行	0.2																				
山羊の乳	0.2	現行	0.2																				
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.2	海外							0.2		5-1												
鶏の肉(筋肉)	0.5	現行	0.5																				
あひるの肉(筋肉)	0.7	海外					1			0.3	5-1												
七面鳥の肉(筋肉)	0.7	海外				0.1	1			0.3	6												
うずらの肉(筋肉)	0.7	海外					1			0.3	5-1												
がちょうの肉(筋肉)	0.7	海外					1			0.3	5-1												
雉の肉(筋肉)	0.7	海外					1			0.3	5-1												
いわしやこの肉(筋肉)	0.7	海外					1			0.3	5-1												
上記以外の家禽の肉(筋肉)	0.7	海外					1			0.3	5-1												
鶏の肉(脂肪)	2	現行	2																				
あひるの肉(脂肪)	0.5	海外								0.5	5-1												
七面鳥の肉(脂肪)	0.5	海外				0.1				0.5	6												
うずらの肉(脂肪)	0.5	海外								0.5	5-1												
がちょうの肉(脂肪)	0.5	海外								0.5	5-1												
雉の肉(脂肪)	0.5	海外								0.5	5-1												
いわしやこの肉(脂肪)	0.5	海外								0.5	5-1												
上記以外の家禽の肉(脂肪)	0.5	海外								0.5	5-1												
鶏の肝臓	2	現行	2																				
あひるの肝臓	1	海外					1			1	5-1												
七面鳥の肝臓	1	海外				0.1	1			1	6												
うずらの肝臓	1	海外					1			1	5-1												
がちょうの肝臓	1	海外					1			1	5-1												
雉の肝臓	1	海外					1			1	5-1												
いわしやこの肝臓	1	海外					1			1	5-1												
上記以外の家禽の肝臓	1	海外					1			1	5-1												
鶏の腎臓	5	現行	5																				
あひるの腎臓	3	海外					1			5	5-1												
七面鳥の腎臓	3	海外				0.1	1			5	6												
うずらの腎臓	3	海外					1			5	5-1												
がちょうの腎臓	3	海外					1			5	5-1												
雉の腎臓	3	海外					1			5	5-1												
いわしやこの腎臓	3	海外					1			5	5-1												
上記以外の家禽の腎臓	3	海外					1			5	5-1												
鶏のその他の内臓等	0.05	薬事	0.05				0.1	1	0.1		3-1												
あひるのその他の内臓等																							
七面鳥のその他の内臓等	0.6	海外				0.1	1				5-1												
うずらのその他の内臓等																							
がちょうのその他の内臓等																							
雉のその他の内臓等																							
いわしやこのその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵	2	現行	2																				
七面鳥の卵	2	現行	2																				
上記以外の家禽の卵	2	現行	2																				

※ 七面鳥の肉(筋肉)等は、あひる、うずら等の相当部位と調整







# スルファキノキサリン (SULFAQUINOXALINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	なます												
豚の腎臓												上記以外の淡水魚												
羊の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
馬の腎臓												サケ												
鹿の腎臓												マス												
山羊の腎臓												上記以外の鮭類												
兎の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓																								
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												海水魚												
牛のその他の内臓等	0.1	海外				0.1		0.1			5-1	蛸類												
豚のその他の内臓等												ロブスター												
羊のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	ザリガニ												
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等																								
山羊のその他の内臓等												牡蠣												
兎のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	アワビ												
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												上記以外の動物												
牛の乳	0.01	海外							0.01		5-1													
羊の乳	0.01	海外							0.01		5-1	蜂蜜												
山羊の乳	0.01	海外							0.01		5-1													
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外							0.01		5-1													
鶏の肉(筋肉)	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1													
あひるの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
七面鳥の肉(筋肉)	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1													
うずらの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
がちょうの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
雉の肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
いわしゃこの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の家禽の肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
鶏の肉(脂肪)	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1													
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)	0.1	海外				0.1		0.1			5-1													
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしゃこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1													
あひるの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
七面鳥の肝臓	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1													
うずらの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
がちょうの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
雉の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
いわしゃこの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の家禽の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
鶏の腎臓	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1													
あひるの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
七面鳥の腎臓	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1													
うずらの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
がちょうの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
雉の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
いわしゃこの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の家禽の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
鶏のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05		0.1	0.1	0.1			3-1													
あひるのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
七面鳥のその他の内臓等	0.1	海外				0.1	0.1	0.1			5-1													
うずらのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
がちょうのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
雉のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
いわしゃこのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファグアニジン(SULFAGUANIDINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	なます											
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の淡水魚											
羊の腎臓																							
馬の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	サケ											
鹿の腎臓												マス											
山羊の腎臓												上記以外の鮭類											
兎の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の淡水海水回遊魚											
トナカイの腎臓																							
子羊の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	海水魚											
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓																							
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	蛸類											
豚のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	ロブスター											
羊のその他の内臓等												ザリガニ											
馬のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の甲殻類											
鹿のその他の内臓等												牡蠣											
山羊のその他の内臓等												アワビ											
兎のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の魚介類											
トナカイのその他の内臓等																							
子羊のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の動物											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																							
牛の乳	0.01	海外						0.01			5-1	蜂蜜											
羊の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
山羊の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
鶏の肉(筋肉)																							
あひるの肉(筋肉)																							
七面鳥の肉(筋肉)																							
うずらの肉(筋肉)																							
がちょうの肉(筋肉)																							
雉の肉(筋肉)																							
いわしやこの肉(筋肉)																							
上記以外の家禽の肉(筋肉)																							
鶏の肉(脂肪)																							
あひるの肉(脂肪)																							
七面鳥の肉(脂肪)																							
うずらの肉(脂肪)																							
がちょうの肉(脂肪)																							
雉の肉(脂肪)																							
いわしやこの肉(脂肪)																							
上記以外の家禽の肉(脂肪)																							
鶏の肝臓																							
あひるの肝臓																							
七面鳥の肝臓																							
うずらの肝臓																							
がちょうの肝臓																							
雉の肝臓																							
いわしやこの肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
あひるの腎臓																							
七面鳥の腎臓																							
うずらの腎臓																							
がちょうの腎臓																							
雉の腎臓																							
いわしやこの腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
あひるのその他の内臓等																							
七面鳥のその他の内臓等																							
うずらのその他の内臓等																							
がちょうのその他の内臓等																							
雉のその他の内臓等																							
いわしやこのその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
七面鳥の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
七面鳥の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。





# スルファクロルピリダジン(SULFACHLORPYRIDAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	薬事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外									5-1	なまず												
豚の腎臓	0.05	薬事	0.05			0.1		0.1			3-1	上記以外の淡水魚												
羊の腎臓																								
馬の腎臓												サケ												
鹿の腎臓												マス												
山羊の腎臓												上記以外の鮭類												
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓																								
子牛の腎臓	0.1	海外				0.1					5-1	海水魚												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓																								
牛のその他の内臓等	0.1	海外							0.1		5-1	蝦類												
豚のその他の内臓等	0.05	薬事	0.05			0.1		0.1			3-1	ロブスター												
羊のその他の内臓等												ザリガニ												
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等												牡蠣												
山羊のその他の内臓等												アワビ												
兎のその他の内臓等												上記以外の魚介類												
トナカイのその他の内臓等																								
子牛のその他の内臓	0.1	海外				0.1					5-1	上記以外の動物												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																								
牛の乳																								
羊の乳																								
山羊の乳																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
牛の乳(脂肪)																								
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)																								
あひるの肉(筋肉)																								
七面鳥の肉(筋肉)																								
うずらの肉(筋肉)																								
がちょうの肉(筋肉)																								
雉の肉(筋肉)																								
いわしやこの肉(筋肉)																								
上記以外の家禽の肉(筋肉)																								
鶏の肉(脂肪)																								
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)																								
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしやこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓																								
あひるの肝臓																								
七面鳥の肝臓																								
うずらの肝臓																								
がちょうの肝臓																								
雉の肝臓																								
いわしやこの肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓																								
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしやこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
あひるのその他の内臓等																								
七面鳥のその他の内臓等																								
うずらのその他の内臓等																								
がちょうのその他の内臓等																								
雉のその他の内臓等																								
いわしやこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファジアジン(SULFADIAZINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	なます												
豚の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	上記以外の淡水魚												
羊の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
馬の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	サケ	0.1	海外						0.1				5-1
鹿の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	マス												
山羊の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の鮭類												
兎の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
子羊の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	海水魚												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
牛のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	蛸類												
豚のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	ロブスター												
羊のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	ザリガニ												
馬のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	牡蠣												
山羊のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	アワビ												
兎のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の魚介類												
トナカイのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
子羊のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	上記以外の動物												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
牛の乳	0.07	案事		0.07			0.1				3-1													
羊の乳																								
山羊の乳																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
七面鳥の肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
がちょうの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
雉の肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
いわしやこの肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の家禽の肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
鶏の肉(脂肪)																								
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)																								
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしやこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
七面鳥の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
がちょうの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
雉の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
いわしやこの肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の家禽の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
鶏の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
七面鳥の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
がちょうの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
雉の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
いわしやこの腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の家禽の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
鶏のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
七面鳥のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
がちょうのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
雉のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
いわしやこのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファジミジン (SULFADIMIDINE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	現行	0.1																				なます
豚の腎臓	0.1	現行	0.1																				上記以外の淡水魚
羊の腎臓	0.1	現行	0.1																				
馬の腎臓	0.1	現行	0.1																				サケ
鹿の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												マス
山羊の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												上記以外の鮭類
兎の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												上記以外の淡水海水回遊魚
トナカイの腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												海水魚
牛のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												蝦類
豚のその他の内臓等	0.05	業事	0.05					0.1			3-1												ロブスター
羊のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												ザリガニ
馬のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												上記以外の甲殻類
鹿のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
山羊のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												牡蠣
兎のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												アワビ
トナカイのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												上記以外の魚介類
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												上記以外の動物
牛の乳	0.025	現行	0.025																				
羊の乳	0.025	現行	0.025																				蜂蜜
山羊の乳	0.025	現行	0.025																				
上記以外の陸棲哺乳類の乳																							
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																							
鶏の肉(筋肉)	0.1	現行	0.1																				
あひるの肉(筋肉)	0.1	現行	0.1																				
七面鳥の肉(筋肉)	0.1	現行	0.1																				
うすらの肉(筋肉)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
がちょうの肉(筋肉)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
雉の肉(筋肉)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
いわしゃこの肉(筋肉)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
上記以外の家禽の肉(筋肉)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
鶏の肉(脂肪)	0.1	現行	0.1																				
あひるの肉(脂肪)	0.1	現行	0.1																				
七面鳥の肉(脂肪)	0.1	現行	0.1																				
うすらの肉(脂肪)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
がちょうの肉(脂肪)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
雉の肉(脂肪)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
いわしゃこの肉(脂肪)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
上記以外の家禽の肉(脂肪)	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
鶏の肝臓	0.1	現行	0.1																				
あひるの肝臓	0.1	現行	0.1																				
七面鳥の肝臓	0.1	現行	0.1																				
うすらの肝臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
がちょうの肝臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
雉の肝臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
いわしゃこの肝臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
上記以外の家禽の肝臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
鶏の腎臓	0.1	現行	0.1																				
あひるの腎臓	0.1	現行	0.1																				
七面鳥の腎臓	0.1	現行	0.1																				
うすらの腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
がちょうの腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
雉の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
いわしゃこの腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
上記以外の家禽の腎臓	0.1	Codex			0.1		0.1				2												
鶏のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
あひるのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
七面鳥のその他の内臓等	0.2	海外						0.2			5-1												
うすらのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
がちょうのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
雉のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
いわしゃこのその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1												
鶏の卵																							
七面鳥の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
七面鳥の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



# スルファジメトキシン(SULFADIMETHOXINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型
牛の腎臓	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1	なます										5-1
豚の腎臓	0.1	薬事		0.12							4	上記以外の淡水魚	0.1	海外			0.1					
羊の腎臓																						
馬の腎臓												サケ	0.1	海外			0.1		0.1			5-1
鹿の腎臓												マス										
山羊の腎臓												上記以外の鮭類										
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚										
トナカイの腎臓																						
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												海水魚										
牛のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1	蛸類										
豚のその他の内臓等	0.1	薬事		0.14							4	ロブスター										
羊のその他の内臓等												ザリガニ										
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類										
鹿のその他の内臓等																						
山羊のその他の内臓等												牡蠣										
兎のその他の内臓等												アワビ										
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類										
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												上記以外の動物										
牛の乳	0.02	薬事		0.02		0.01		0.01			3-1											
羊の乳	0.01	海外						0.01			5-1	蜂蜜										
山羊の乳	0.01	海外						0.01			5-1											
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1											
鶏の肉(筋肉)	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1											
あひるの肉(筋肉)	0.1	海外				0.1					5-1											
七面鳥の肉(筋肉)	0.1	海外				0.1		0.1			5-1											
うすらの肉(筋肉)																						
がちょうの肉(筋肉)																						
雉の肉(筋肉)																						
いわしやこの肉(筋肉)	0.1	海外				0.1					5-1											
上記以外の家禽の肉(筋肉)																						
鶏の肉(脂肪)	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1											
あひるの肉(脂肪)	0.1	海外				0.1					5-1											
七面鳥の肉(脂肪)	0.1	海外				0.1		0.1			5-1											
うすらの肉(脂肪)																						
がちょうの肉(脂肪)																						
雉の肉(脂肪)																						
いわしやこの肉(脂肪)	0.1	海外				0.1					5-1											
上記以外の家禽の肉(脂肪)																						
鶏の肝臓	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1											
あひるの肝臓	0.1	海外				0.1					5-1											
七面鳥の肝臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1											
うすらの肝臓																						
がちょうの肝臓																						
雉の肝臓																						
いわしやこの肝臓	0.1	海外				0.1					5-1											
上記以外の家禽の肝臓																						
鶏の腎臓	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1											
あひるの腎臓	0.1	海外				0.1					5-1											
七面鳥の腎臓	0.1	海外				0.1		0.1			5-1											
うすらの腎臓																						
がちょうの腎臓																						
雉の腎臓																						
いわしやこの腎臓	0.1	海外				0.1					5-1											
上記以外の家禽の腎臓																						
鶏のその他の内臓等	0.05	薬事		0.05		0.1		0.1			3-1											
あひるのその他の内臓等	0.1	海外				0.1					5-1											
七面鳥のその他の内臓等	0.1	海外				0.1		0.1			5-1											
うすらのその他の内臓等																						
がちょうのその他の内臓等																						
雉のその他の内臓等																						
いわしやこのその他の内臓等	0.1	海外				0.1					5-1											
上記以外の家禽のその他の内臓等																						
鶏の卵		薬事									4											
七面鳥の卵																						
上記以外の家禽の卵																						
七面鳥の卵(卵黄)																						
上記以外の家禽の卵(卵黄)																						

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。













スルファドキシシ(SULFADOXINE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	
牛の腎臓	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	なまず											
豚の腎臓	0.1	薬事	0.1				0.1	0.1			3-1	上記以外の淡水魚											
羊の腎臓																							
馬の腎臓												サケ											
鹿の腎臓												マス											
山羊の腎臓												上記以外の鮭類											
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚											
トナカイの腎臓																							
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												海水魚											
牛のその他の内臓等	0.1	海外					0.1	0.1			5-1	蝦類											
豚のその他の内臓等	0.02	薬事	0.02				0.1	0.1			3-1	ロブスター											
羊のその他の内臓等												ザリガニ											
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類											
鹿のその他の内臓等																							
山羊のその他の内臓等												牡蠣											
兎のその他の内臓等												アワビ											
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類											
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等												上記以外の動物											
牛の乳	0.1	海外					0.1	0.01			5-1												
羊の乳	0.01	海外						0.01			5-1	蜂蜜											
山羊の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外						0.01			5-1												
鶏の肉(筋肉)																							
あひるの肉(筋肉)																							
七面鳥の肉(筋肉)																							
うすらの肉(筋肉)																							
がちょうの肉(筋肉)																							
雉の肉(筋肉)																							
いわしゃこの肉(筋肉)																							
上記以外の家禽の肉(筋肉)																							
鶏の肉(脂肪)																							
あひるの肉(脂肪)																							
七面鳥の肉(脂肪)																							
うすらの肉(脂肪)																							
がちょうの肉(脂肪)																							
雉の肉(脂肪)																							
いわしゃこの肉(脂肪)																							
上記以外の家禽の肉(脂肪)																							
鶏の肝臓																							
あひるの肝臓																							
七面鳥の肝臓																							
うすらの肝臓																							
がちょうの肝臓																							
雉の肝臓																							
いわしゃこの肝臓																							
上記以外の家禽の肝臓																							
鶏の腎臓																							
あひるの腎臓																							
七面鳥の腎臓																							
うすらの腎臓																							
がちょうの腎臓																							
雉の腎臓																							
いわしゃこの腎臓																							
上記以外の家禽の腎臓																							
鶏のその他の内臓等																							
あひるのその他の内臓等																							
七面鳥のその他の内臓等																							
うすらのその他の内臓等																							
がちょうのその他の内臓等																							
雉のその他の内臓等																							
いわしゃこのその他の内臓等																							
上記以外の家禽のその他の内臓等																							
鶏の卵																							
七面鳥の卵																							
上記以外の家禽の卵																							
鶏の卵(卵黄)																							
七面鳥の卵(卵黄)																							
上記以外の家禽の卵(卵黄)																							

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。

## 285. スルファトロキサゾール(SULFATROXAZOLE)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米	豪州	加国	E	N	Z	類型	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米	豪州	加国	E	N	Z	類型		
米(玄米)																										
小麦																										
大麦																										
ライ麦																										
とうもろこし																										
そば																										
上記以外の穀類																										
大豆																										
小豆類																										
えんどう																										
そら豆																										
らっかせい																										
上記以外の豆類																										
ぼれいしよ																										
さといも類(やつがしらを含む)																										
かんしょ																										
やまいも(長いもをいう)																										
こんにやくいも																										
上記以外のいも類																										
てんさい																										
さとうきび																										
だいこん類(ラディッシュを含む)の根																										
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉																										
かぶ類の根																										
かぶ類の葉																										
西洋わさび																										
クレソン																										
はくさい																										
キャベツ																										
芽キャベツ																										
ケール																										
こまつな																										
きょうな																										
チンゲンサイ																										
カリフラワー																										
ブロッコリー																										
上記以外のあぶらな科野菜																										
ごぼう																										
サルシフィー																										
アーティチョーク																										
チコリ																										
エンダイブ																										
しゅんぎく																										
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)																										
上記以外のきく科野菜																										
たまねぎ																										
ねぎ(リーキを含む)																										
にんにく																										
にら																										
アスパラガス																										
わけぎ																										
上記以外のゆり科野菜																										
にんじん																										
パースニップ																										
パセリ																										
セロリ																										
みつば																										
上記以外のせり科野菜																										
トマト																										
ピーマン																										
なす																										
上記以外のなす科野菜																										
きゅうり(ガーキンを含む)																										
かぼちゃ(スカッシュを含む)																										
しるり																										
ずいか																										
メロン類果実																										
まくわうり																										
上記以外のうり科野菜																										
ほうれんそう																										
たけのこ																										
おくら																										
しょうが																										
未成熟えんどう																										
未成熟いんげん																										
えだまめ																										
マッシュルーム																										
しいたけ																										
上記以外のきのこ類																										
上記以外の野菜																										
みかん																										
なつみかん																										
なつみかんの外果皮																										

# スルファトロキサゾール(SULFATROXAZOLE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	なまず												
豚の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	上記以外の淡水魚												
羊の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1													
馬の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	サケ												
鹿の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	マス												
山羊の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	上記以外の鮭類												
兎の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓	0.1	海外					0.1				5-1													
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	0.1	海外					0.1				5-1	海水魚												
牛その他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	蛸類												
豚その他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	ロブスター												
羊その他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	ザリガニ												
馬その他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	上記以外の甲殻類												
鹿その他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1													
山羊その他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	牡蠣												
兎その他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	アワビ												
トナカイその他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	上記以外の魚介類												
上記以外の陸棲哺乳類その他の内臓等	0.1	海外					0.1				5-1	上記以外の動物												
牛の乳	0.1	海外					0.1				5-1													
羊の乳																								
山羊の乳																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)																								
あひるの肉(筋肉)																								
七面鳥の肉(筋肉)																								
うずらの肉(筋肉)																								
がちょうの肉(筋肉)																								
雉の肉(筋肉)																								
いわしやこの肉(筋肉)																								
上記以外の家禽の肉(筋肉)																								
鶏の肉(脂肪)																								
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)																								
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしやこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓																								
あひるの肝臓																								
七面鳥の肝臓																								
うずらの肝臓																								
がちょうの肝臓																								
雉の肝臓																								
いわしやこの肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓																								
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしやこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏その他の内臓等																								
あひるその他の内臓等																								
七面鳥その他の内臓等																								
うずらその他の内臓等																								
がちょうその他の内臓等																								
雉その他の内臓等																								
いわしやこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。





# スルファニトラン (SULFANITRAN)

	基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型		基準値案	参考基準国	残留基準	薬事法	Codex	米国	豪州	加国	EU	NZ	類型	
牛の腎臓												なます												
豚の腎臓												上記以外の淡水魚												
羊の腎臓																								
馬の腎臓												サケ												
鹿の腎臓												マス												
山羊の腎臓												上記以外の鮭類												
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓																								
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												海水魚												
牛のその他の内臓等												蝦類												
豚のその他の内臓等												ロブスター												
羊のその他の内臓等												ザリガニ												
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等																								
山羊のその他の内臓等												牡蠣												
兎のその他の内臓等												アワビ												
トナカイのその他の内臓等												上記以外の魚介類												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																								
牛の乳												上記以外の動物												
羊の乳																								
山羊の乳												蜂蜜												
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
牛の乳(脂肪)																								
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるの肉(筋肉)																								
七面鳥の肉(筋肉)	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらの肉(筋肉)																								
がちょうの肉(筋肉)																								
雉の肉(筋肉)																								
いわしゃこの肉(筋肉)																								
上記以外の家禽の肉(筋肉)																								
鶏の肉(脂肪)	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしゃこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるの肝臓																								
七面鳥の肝臓	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらの肝臓																								
がちょうの肝臓																								
雉の肝臓																								
いわしゃこの肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしゃこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
あひるのその他の内臓等																								
七面鳥のその他の内臓等	0.1	海外						0.1			5-1													
うずらのその他の内臓等																								
がちょうのその他の内臓等																								
雉のその他の内臓等																								
いわしゃこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



スルファニルアミド(SULFANILAMIDE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	なます												
豚の腎臓	0.1	海外						0.1			5-1	上記以外の淡水魚												
羊の腎臓																								
馬の腎臓												サケ												
鹿の腎臓												マス												
山羊の腎臓												上記以外の鮭類												
兎の腎臓												上記以外の淡水海水回遊魚												
トナカイの腎臓																								
子羊の腎臓	0.1	海外							0.1		5-1	海水魚												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓																								
牛のその他の内臓等	0.1	海外							0.1		5-1	蛸類												
豚のその他の内臓等	0.1	海外							0.1		5-1	ロブスター												
羊のその他の内臓等												ザリガニ												
馬のその他の内臓等												上記以外の甲殻類												
鹿のその他の内臓等												牡蠣												
山羊のその他の内臓等												アワビ												
兎のその他の内臓等												上記以外の魚介類												
トナカイのその他の内臓等																								
子羊のその他の内臓等	0.1	海外							0.1		5-1	上記以外の動物												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																								
牛の乳	0.01	海外							0.01		5-1	蜂蜜												
羊の乳	0.01	海外							0.01		5-1													
山羊の乳	0.01	海外							0.01		5-1													
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.01	海外							0.01		5-1													
鶏の肉(筋肉)																								
あひるの肉(筋肉)																								
七面鳥の肉(筋肉)																								
うずらの肉(筋肉)																								
がちょうの肉(筋肉)																								
雉の肉(筋肉)																								
いわしやこの肉(筋肉)																								
上記以外の家禽の肉(筋肉)																								
鶏の肉(脂肪)																								
あひるの肉(脂肪)																								
七面鳥の肉(脂肪)																								
うずらの肉(脂肪)																								
がちょうの肉(脂肪)																								
雉の肉(脂肪)																								
いわしやこの肉(脂肪)																								
上記以外の家禽の肉(脂肪)																								
鶏の肝臓																								
あひるの肝臓																								
七面鳥の肝臓																								
うずらの肝臓																								
がちょうの肝臓																								
雉の肝臓																								
いわしやこの肝臓																								
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓																								
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓																								
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしやこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
あひるのその他の内臓等																								
七面鳥のその他の内臓等																								
うずらのその他の内臓等																								
がちょうのその他の内臓等																								
雉のその他の内臓等																								
いわしやこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵																								
七面鳥の卵																								
上記以外の家禽の卵																								
鶏の卵(卵黄)																								
七面鳥の卵(卵黄)																								
上記以外の家禽の卵(卵黄)																								

注)EUは、サルファ剤(スルホンアミド化合物)についてすべての物質の和として動物の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び乳にMRL(0.1ppm)を設定しているが、サルファ剤については、コーデックスや他の国々での取り扱い等に鑑み、物質毎に暫定基準を策定することとする。



